

令和3年6月1日制定  
令和3年8月1日改正  
令和4年4月26日改正  
令和5年4月18日改正

## グリーンベルト「つどいの広場」におけるキッチンカー等の出店 募集要項

### 1 目的

令和4年度に策定した「ちとせ未来ビジョン」の実現を目指すため、グリーンベルト周辺のエリアマネジメント推進の取組として、グリーンベルトでキッチンカー等の出店を認めることにより、公共空間を活用した「日常的な賑わいづくり」に寄与することを目的とします。

### 2 利用場所

千歳市グリーンベルト「つどいの広場」（千歳市千代田町4丁目26）



### 3 申込資格・制限

#### (1) 申込資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限りお申し込みいただけます。

- ①開催目的や広場の趣旨に賛同し同意できる者
- ②キッチンカーを保有・リースしている者、又は、その計画がある者
- ③千歳市内で営業を許可されている公的機関が発行する営業許可証を有すること（営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業又は喫茶店営業であること）
- ④出店期間において営業許可証の期限が有効であること
- ⑤食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ⑥食品賠償保険等に加入している者
- ⑦保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理）ができるもの

#### (2) 申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、利用申込をすることができません。

- ①過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けたもの
- ②公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者
- ③法律行為を行う能力を有しない者
- ④会社更生法に基づき更生手続きを開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再

生手続開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者

#### 4 利用条件

- (1) 利用可能日 6～8月 ※他イベントと重複する場合は利用不可
- (2) 営業時間 午前7時から午後8時まで ※準備・後片付けの時間を含めたものとします。
- (3) 貸出区画 ①及び③ 1区画 36 m<sup>2</sup> (3m×12m)  
② 1区画 18 m<sup>2</sup> (3m×6m)
- (4) 利用料金 無料



- (5) 設備 電気・給排水設備は原則利用不可。各自でお持ち込みください。
- (6) 利用の取消 公序良俗に反する行為が行われた場合、他のイベント開催により利用場所の重複があった場合、その他利用が不適当と判断した場合は、利用を取り消すことができるものとします。また、新型コロナウイルスの感染拡大で実施することができなくなった場合等、取り消しにより利用者が発生した損害について、市はその責任を負いません。

#### (7) その他

##### ●ご利用時の注意事項

- ①利用者については、広場内での喫煙を禁止とさせていただきます。
- ②法令が定める申請・届出や必要な資格者の設置は利用者の責任と負担で実施していただきます。
- ③広場内にはゴミ箱を設置しておりませんので、ゴミ箱をご用意いただき、空き容器等は利用者ご自身で回収してください。また、利用スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理は、利用者の責任と負担で実施していただきます。
- ④調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。
- ⑤広場内のベンチ等のご利用いただいて構いません。その場合は、清掃や安全管理等にご協力ください。
- ⑥各店舗についてのお問合せは対応いたしかねますので、お買い上げの方にはレシートやショップカード等、利用者の問合せ先がわかるものを必ずお渡しください。
- ⑦提供物において、万が一健康被害などのトラブルが発生した場合のすべての対応は、利用者ご自身で行うものとします。持ち帰り方、召し上がり方等の注意喚起を行ってください。

⑧その他、出店にあたって起きた一切のトラブルについて市は責任を負いません。

●空間デザイン向上へのお願い

グリーンベルトは、子どもから大人まで自由にくつろぐことのできる憩いの広場です。また、デザイン性の高いキッチンカー等の販売スペースを設けることにより、空間デザインの向上を図る目的がありますので、周辺環境等に配慮し、以下の項目にご協力ください。

- ①出店にあたっては、キッチンカーは清潔感を保ち、装飾はシンプルにしてください。
- ②近隣のオフィス・店舗や運転者の注意を引くことがないように、点滅看板の設置や過度な装飾、大声・マイクを使用した呼び込み、大音量での音響装置の使用はご遠慮ください。



5 確認事項

- (1) 利用に関する権利の他者への譲渡はできません。
- (2) 利用審査にあたって、競合排除はいたしません。
- (3) 利用にあたって広場内の機材等に損傷を及ぼした場合は指定する賠償金をお支払いいただきます。
- (4) 暴力団関係者排除のため、選考にあたっては警察へ情報を提供し確認させていただく場合がございます。確認後、利用に相応しくないと判断された方はご利用いただけません。

## 6 利用の流れ

### (1) 利用予約

(1) 利用予約は1ヶ月毎に、前月の10日から受付いたします（10日が土日祝日の場合は、翌平日より受付）。空き状況を「電話」でご確認いただき、お申し込みください。

### (2) 事前調整

(2) ご利用にあたり、以下の必要書類を、「メール」によりご提出ください（利用日の1週間前までに提出）。

- ・ 出店申込書（カラー）
- ・ 誓約書（カラー）
- ・ 営業許可証の写し
- ・ 食品賠償保険等の証明書の写し
- ・ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- ・ 車検証の写し
- ・ 販売車の外観画像
- ・ 販売メニューの料金表
- ・ 販売品の画像

### (3) 利用承認

(3) 申請内容をもとに審査を行った後、利用いただける方には、当日のご利用に必要な車輛進入許可証を発行し、入場に必要ポールのダイヤル式ロックの解除番号をお知らせいたします。

### (4) 利用当日

(4) 搬出入後は、すぐにポールをもとに戻して、鍵を施錠してください。また、ご利用中は、事前に送付する車輛進入許可証を見えやすいところに掲示してください。使用後は会場を原状回復していただきます。ベンチや看板等を使用した場合は清掃にご協力ください。

### (5) 利用終了後

(5) 利用月ごとに、売上報告書（所定様式あり）をメールによりご提出ください。提出は、月の最終利用日から1週間以内をお願いいたします。報告いただいた内容は、今後の運営方法を改善する際の参考とさせていただきます。

#### <問合せ先>

千歳市産業振興部商業労働課商業振興係 〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

TEL : 0123-24-0598 / MAIL : shogyorodo@city.chitose.lg.jp